

【「東日本大震災宮城教育大学被災学生支援募金」の税制上の優遇措置について】

1. 個人からの募金（所得税法上の寄附金控除）について

募金額（所得の40%を限度）から2千円を引いた額を所得税の課税所得から控除できます。

※ 平成22年度税制改正により、適用下限額が5千円から2千円に引き下げられ、寄付金の額が2千円を超えれば減税の対象となります。

2. 法人からの募金（法人税法上の損金算入）について

募金額全額を損金算入できます。

3. 税制上の優遇措置を受けるための証明書類について

本学所轄の税務署から税制上の優遇措置が受けられる旨の確認が取れましたので、趣意書と銀行（ATM等）で発行される振込票の控え（現金の場合は本学が発行する領収証書）をもって確定申告の際の証明書類として差し支えありません。